

京都市個人情報保護審査会答申第36号の概要

答申年月日	平成19年12月6日
請求内容	教育委員会調査課の回答内容の根拠文書
請求者	本人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 就学の制度について、問い合わせがあった場合の対応について、規定等は特段定めていない。また、問い合わせがあった場合には、京都市以外の機関、保護者の別を問わず、回答が可能な範囲で回答している。</p> <p>2 なお、回答を行った根拠となる一般的な文書である「就学事務の手引き」において、児童又は生徒が海外に行く場合の手続きについて、特段定めがあるが、義務教育諸学校以外の学校に行く場合の手続きについては定めていない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 京都行政評価事務所の問合せは異議申立人個人に言及しているが、何を根拠にしたのか不明である。個人メモで片付けるレベルではない。</p> <p>2 実施機関は理由説明書の中で、既に私が開示を受けている個人情報保護審査会会議録と矛盾した内容を述べている。</p> <p>3 今日までの京都市公文書全部を調査してほしい。私達は公務を知らない。一人の子の人生を左右させた現実は共感していかれるのが良心であり、誠実かと考える。基本的人権を求める。</p>
審査会の判断	<p>1 本件請求の対象となっている文書は、一般的に想定される類型的な事例に係る制度又は事務手続を示す公文書であると当審査会は考える。</p> <p>2 当審査会は、実施機関が行った本件処分について、そもそも異議申立人が開示を求める情報は個人情報ではないため、個人情報の不存在による非開示決定とするのではなく、個人情報開示請求の却下処分が相当であると判断するが、改めて、開示又は非開示の判断をして、新たな処分をすべきではない。</p>